

事務名	温泉成分分析機関の登録
根拠法令	温泉法第 19 条第 1 項

温泉成分分析を行おうとする者は、その温泉成分分析を行う施設（以下「分析施設」という。）について、当該分析施設の所在地の属する都道府県の知事の登録を受けなければならない。